

託送供給料金相当額について

当社の導管等の供給施設に関わる費用（託送料金相当額）は、当該施設を利用する全てのガス小売事業者（当社も含みます。）が負担しており、お客さまがお支払いするガス料金に含まれております。

託送料金相当額の計算方法については、以下のとおりとなります。なお、詳細については、当社の「託送供給約款」をご確認ください。

（１）主に家庭用・小規模業務用のお客さま向け（２部料金）の場合

２部料金の算定方法は、需要場所で計量したガス使用量に応じて適用区分が決定され、適用区分における「定額基本料金」に「従量料金（従量料金単価×ガス使用量）」を加えた金額が託送料金相当額となります。

<料金表>

（税抜）

適用区分		定額基本料金 (円／件・月)	従量料金単価 (円／m ³)
料金表 A	0 m ³ から 20 m ³ まで	534. 36	79. 72
料金表 B	20 m ³ をこえ 80 m ³ まで	1, 037. 77	54. 55
料金表 C	80 m ³ をこえ 200 m ³ まで	1, 291. 27	51. 38
料金表 D	200 m ³ をこえ 500 m ³ まで	2, 269. 90	46. 49
料金表 E	500 m ³ をこえ 800 m ³ まで	4, 414. 92	42. 20
料金表 F	800 m ³ を こえるもの	9, 134. 83	36. 30

※ 計算の後に消費税等相当額を加算いたします。

【モデル計算例】ガス使用量：29 m³／月 消費税率 10%の場合

料金表 B の定額基本料金と従量料金単価を適用して算定いたします。

- ①定額基本料金（1, 037. 77 円）＋【ガス使用量（29 m³）×従量料金単価（54. 55 円）】
＝ 2, 619 円（小数点以下切捨て）
- ②税抜金額（2, 619 円）× 消費税率（0. 10）
＝ 261 円（消費税等相当額）
- ③税抜金額（2, 619 円）＋ 消費税等相当額（261 円）
＝ 2, 880 円（税込）

(2) 主に業務用のお客さま向け(3部料金)の場合

ガス小売事業者(当社を含みます。)が、契約時に下記の3つの料金種別のうち1つを選択します。選択された料金種別の「定額基本料金」と「流量基本料金(流量基本料金単価×契約最大払出ガス量)」と「従量料金(従量料金単価×ガス使用量)」の合計額が託送料金相当額となります。

＜料金表＞

(税抜)

※ 計算の後に消費税等相当額を加算いたします。

適用	定額基本料金 (円/件・月)	流量基本料金 (円/月・m ³)	従量料金単価 (円/m ³)
料金表 G	20,000	690	7.94
料金表 H	100,000	690	6.02
料金表 I	200,000	690	5.42

※ 供給管の境界線におけるガスの最高使用圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として 3.31 円(税抜)が従量料金単価に加算されます。

【モデル計算例】料金表 G 契約最大払出ガス量 50 m³

ガス使用量 10,000 m³/月(うち低圧導管利用分 5,000 m³/月)

消費税率 10%の場合

(定額基本料金)

(流量基本料金)

(従量料金)

(低圧加算分)

$$\textcircled{1} 20,000 \text{ 円} + (690 \text{ 円} \times 50 \text{ m}^3) + (7.94 \times 10,000 \text{ m}^3) + (3.31 \text{ 円} \times 5,000 \text{ m}^3) \\ = 150,450 \text{ 円 (小数点以下切捨て)}$$

$$\textcircled{2} \text{税抜金額 (150,450 円)} \times \text{消費税率 (0.10)} \\ = 15,045 \text{ 円 (消費税等相当額)}$$

$$\textcircled{3} \text{税抜金額 (150,450 円)} + \text{消費税等相当額 (15,045 円)} \\ = \underline{165,495 \text{ 円}} \text{ (税込)}$$